明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○復権令（一三一）　一
〔省　令〕
○刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令（法務三九）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
即位の礼に当たり行う特別恩赦基準（内閣）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇**復権令**（政令第一三一号）（法務省）

1　一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年一〇月二二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和元年一〇月二二日から施行することとした。

政令

復権を認証し、復権令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十一号

復権令

内閣は、恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　河井　克行

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○法務省令第三十九号

恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十五条の規定に基づき、刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令を次のように定める。

令和元年十月二十二日

法務大臣　河井　克行

刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令

令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに懲役、禁錮又は罰金に処せられ、病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が停止されている者であって、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる者は、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）第六条第一項本文の規定にかかわらず、令和二年一月二十一日までは、同条の定める期間を経過する前においても、刑の執行の免除の出願をすることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。